



労働者死傷病報告の報告事項が改正され 電子申請が義務化されます

労働者が労働災害等により死亡又は休業したときは、事業者は労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。今般、法改正により報告事項と報告方法が改正され、来年1月からは電子申請が義務付けられます。※経過措置有
電子申請にあたっては、厚生労働省のポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」を利用されると、届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

◇お問合せ

岐阜労働局健康安全課(☎058-245-8103)

高山労働基準監督署(☎0577-32-1180)

名古屋国税局からのお知らせ

文書回答手続きをご利用ください

国税局では、納税者の方からの個別取引等に係る税務上の取扱いに関する照会に対して、文書により回答するサービスを行っています。

また、その照会及び回答の内容は、同様の取引等を行う他の納税者の参考にいただけるよう国税庁のホームページで公表しています。

◆文書回答手続特設サイト (<https://www.nta.go.jp>)

小規模企業共済は経営者の退職金です!!

掛金は全額所得控除されます(前納可能)

詳細は商工会にご相談ください

ネットショップの売上Up、集客Upにつなげる ショート動画セミナー

視聴者の興味を引く動画の企画・撮影・編集方法を学び、SNSやインターネット上で動画の活用方法を習得することを目指します。自社商品やサービスの魅力を効果的に伝え、集客や売り上げ向上につなげる力を身につけられるセミナーです。

◇日時 令和6年12月9日(月)13:30~15:30

◇会場 飛騨地域地場産業振興センター4階

◇定員 20名(先着順)

Capcutにログインできるスマホが必要

◇参加費 無料(駐車料金は自己負担)

◇講師 (株)WAVE 代表取締役 小野広樹氏

◇対象 県内のネットショップ事業者
これからネットショップ始める方

◇申込み 岐阜ネットショップ総合支援センター
☎080-1592-1995

労働保険の手続きはお済みですか 「労働保険未手続事業一掃強化期間」

常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず、**労働者を一人でも雇っている事業主**は、農林水産業の一部を除き、**必ず労働保険の成立手続き**をしなければなりません

「労働保険」とは**労災保険**と**雇用保険**の総称です。
「**労災保険**」は、労働者が**仕事(業務)や通勤が原因で負傷、疾病にり患、死亡された場合**に、労働者本人やご遺族を保護するための給付等を行っています。

「**雇用保険**」は、労働者が**失業した場合や働き続けることが困難になった場合**、また、**自ら教育訓練を受けた場合**に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。
労働者とは職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価として賃金が支払われる者のことをいいます。**労災保険**は、短時間労働者(パート、アルバイト等)を含む**すべての労働者が対象**となります。**雇用保険**は短時間労働者でも、**1週間の所定の労働時間が20時間以上で、かつ雇用見込が31日以上である場合は**手続きをしなければなりません。

**加入手続きを行っていない事業主の方は、
すぐに成立手続きをお願いします。**

◇お問合せ

岐阜労働局労働保険徴収室(☎058-245-8115)

高山労働基準監督署(☎0577-32-1180)

高山公共職業安定所(☎0577-32-5120)

高山南商工会(☎0577-52-3460)

高山南商工会では労働保険事務組合を設け、事業者の皆さまの労働保険の資格取得等の手続きのお手伝いをしています。お気軽にご相談ください。

代金の未払い

値引き

返品

買いたたき

取引上の悩みを抱えていませんか?

不当なやり直し

受取拒否

悩んだらここに相談を!

相談無料

下請かけこみ寺

(公財)岐阜県産業経済振興センター

☎ 058-277-1082

11月は過労死等防止啓発月間です

しごとより、いのち

商 工 会 ト ピ ッ ク ス

久しぶりの県外視察研修 女性部



女性部では10/10(木)にコロナ禍以後初めての県外視察研修を行いました。長野県のおやきの老舗が2年前にオープンした「OYAKI FARM」での工場見学やお買い物、国宝建造物では日本で3番目に大きい善光寺で参詣のほか、シャインマスカット狩りではぶどう棚の下でお腹いっぱい極上の甘さを堪能しました。お天気にも恵まれ楽しい一日となりました。

地域の賑わいを創出 青年部

青年部朝日高根支部は10月12日(土)に「ハロウィンあさひ・たかね2024」を開催しました。カボチャ彫り体験や仮装パレードなど日中は大勢の参加者で賑わい、夜は巨大カボチャでできたジャック・オー・ランタンに火が灯ると幻想的な空間が現れました。



10月19日(土)・20日(日)に開催された「ラリー・ハイランドマスターズ2024」に、青年部久々野支部がバザーを出店し、全国各地からの来場者に焼きそばやフランクフルト、特産のりんごなどでおもてなしをしました。

会員親睦ゴルフコンペを開催

10月11日(金)秋晴れのもと、20名の会員とその従業員の皆さまに参加いただき、鈴蘭高原CCにおいて親睦ゴルフコンペを開催しました。



競技終了後には、クラブハウスにおいて表彰式と懇親会を開催し、充実した秋の一日となりました。来年はぜひ皆さんも参加されませんか。

SNSセミナーを開講

10月25日(金)青年部の皆さんと連携して、SNSセミナーを開催しました。飛騨市在住の中村奈津紀氏を講師にお招きし、インスタグラムを中心に、ビジネスアカウントの取得や投稿の種類のほかグーグルビジネスなどについて分かりやすく説明していただきました。セミナーは自分のスマホを操作しながら進められ、初心者にもよく理解できる充実したセミナーとなりました。



高山南ポイント会

わくわく抽選会&プチマルシェ

と き 11月9日(土) 10:00~15:00
ところ 虹流館ぐの

税務署の收受印が廃止されます!!

確定申告書などの書面の控えに押されていた「收受印」が令和7年1月から廃止されます。このため、これまで融資の申し込みや補助金や助成金の申請、廃業後の小規模企業共済請求手続きの際に、收受印が押印された申告書等の控えが証明書として認められていましたが、来年以降は他の証明書の添付が必要となります。

経営指導員の
一期一会



【証明書として認められる書類の例】

- ・ e-Taxにより申告・届出等された際の受信通知
- ・ 申告書等情報取得サービス（オンライン請求のみ）により交付された書類
- ・ 保有個人情報の開示請求（2週間~1カ月必要）により交付された書類

これまで書面で確定申告書を提出していた方や来年以降に開業届や廃業届を提出予定の方は、e-Taxによる申告・申請手続きを検討してください。 ※来年以降も書面提出は可能です。



押されなく
なります



高山南商工会

本 所 ☎52-3460

e-mail:t-minami@ml.gifushoko.or.jp

朝日支所 ☎55-3529

最新の情報はホームページをご覧ください。

<https://www.gifushoko.or.jp/takayamaminami/>